

公 告

小牧市普通財産遊休土地の貸し付けについて、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 22 日

小牧市長 山 下 史守朗

1 入札に付する市有地の所在地及び面積等

物件番号	所在地	地目	面積 (m ²)	最低貸付価格 (円/3年)
7-貸1	北外山入鹿新田字蓮台 14-6	雑種地	299.48	2,961,174

※貸付期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）とします。貸付期間の延長はありません。なお、貸付期間には原状回復に要する期間を含むものとします。

※入札金額は、貸付期間（3 年間）の見積もる総額（最低貸付価格以上の金額）を記入してください。

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (2) この公告の日から過去 2 年間において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたことがある者
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (4) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 25 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に規定す

る排除措置対象法人等に該当する者

- (5) 小牧市の市税を滞納している者
- (6) その他市長が不適格と認めるもの

3 入札参加申込みの受付の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）まで
(土、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。)
午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 小牧市役所 資産管理課（本庁舎4階）

4 入札参加申込みに必要な書類

入札に参加しようとする者は、小牧市普通財産遊休土地貸付事務処理要綱（令和5年1月11日付け4小資管第1186号。以下「要綱」という。）に規定する小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加申込書に、次に掲げる書類を添えて直接持参してください。郵送、ファックス、電子メール及びインターネットなどでの提出は受け付けません。また、提出された書類は返却しません。

- (1) 次に定める場合に応じ、それぞれに定める書類
 - ア 個人による申込みの場合 住民票の写し（マイナンバーの記載の無いものをご使用ください。）（交付後1月以内のものに限る。）
 - イ 法人による申込みの場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（交付後1月以内のものに限る。）
- (2) 要綱に規定する誓約書
- (3) 要綱に規定する申込人情報
- (4) 委任状（代理人が入札を行う場合。ただし、法人で社員が入札を行う場合を除く。）
- (5) 入札保証金に関する確認書
- (6) 市税の滞納がないことを証する書面

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月26日（月）から令和8年1月30日（金）まで
- (2) 場所 小牧市役所 資産管理課（本庁舎4階）

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上に相当する額を、入札書の提出までに、市の発行する納付書により金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。なお、入札保証金の納付に必要な費用は入札参加者の負担となります。

落札者以外の方には、落札者の決定後、請求に基づき入札保証金を返還します。その際、入札保証金還付請求書が必要となります。

入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金の一部に充てることができます。なお、落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は小牧市に帰属します。

入札保証金を返還する際には、利息を付しません。

7 入札

- (1) 入札は要綱に規定する入札書を使用します。封筒に入札書を入れて封かん又は封印し、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、物件番号、所在地（仮換地）、入札参加者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記を記載してください。
- (2) 入札書には、黒色のボールペンか万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので注意してください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 入札の無効

次に掲げる入札は、無効となります。

- (1) 小牧市普通財産遊休土地貸付一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を

提出していない者のした入札

- (2) 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）238 条の 3 の規定に該当する者、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 26 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者）がした入札
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札金額の 100 分の 5 以上の額に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札
- (7) 他の入札参加者の代理を兼ねた者又は 2 以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (8) 委任状のない代理人のした入札
- (9) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書き等のもの、その他主要な事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を訂正した入札
- (11) 最低落札価格公表物件について、入札書の金額が最低落札価格に達しない入札
- (12) 郵送による入札
- (13) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (14) 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (15) 入札書等が一般競争入札確認通知書を受けていない者から提出された入札
- (16) 入札書等が提出期間より前又は提出期間を経過した後に提出された入札
- (17) 封筒に所定の記載がない又は誤った記載がなされた入札
- (18) 封筒に封かん又は封印がない入札
- (19) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

9 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 2 月 2 日（月）10 時
- (2) 場所 小牧市役所 402-2 会議室（本庁舎 4 階）

1 0 開札

- (1) 開札は入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、小牧市の指定した入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格以上で最高価格の入札をした方を落札者とします。
- (3) 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をしたもののが2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。
- (4) 入札者には、開札結果を通知します。
- (5) 開札結果については、その内容「物件の所在地、数量、落札者（個人の場合は、氏名は公表しません。）、落札額及び入札参加者数」を小牧市ホームページ等で公表します。ただし、落札額については、落札者の同意を得た場合に限ります。

1 1 契約の締結

- (1) 落札者（以下「賃借人」という。）には、開札終了後、貸付決定通知書等の関係書類を送付し、契約手続きについて案内します。
- (2) 契約締結期限は、貸付決定通知書の通知日から10日以内です。それまでに土地賃貸借契約書を締結しないときは、賃借人の資格を取り消します。この場合、納付された入札保証金は返還しません。
- (3) 土地賃貸借契約書に貼付する収入印紙（国税）は、賃借人の負担とします。
- (4) 土地賃貸借契約は、申込者名義で行います。

1 2 契約保証金、貸付料の納付

土地賃貸借契約の締結までに貸付料の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付し、契約書で定める期限までに貸付料を納付してください。

- (1) 契約保証金は、事前に最低落札価格を確認し、納付書を交付します。契約日までに納付書により金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。

- (2) 落札者からの申出により、入札保証金を契約保証金の一部に充てることができます。
- (3) 契約保証金は、貸付料が納期限までに納付されなかつた場合には小牧市に帰属します。
- (4) 契約保証金は、貸付物件の明渡し完了後に返還します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は小牧市に対する一切の債務を控除した残額を返還します。
- (5) 契約保証金を返還する際には、利子を付しません。

1 3 土地利用の用途の指定等

土地賃貸借契約においては、すべての物件において土地利用の用途については、駐車場（大型車両を除く）に限るものとします。

なお、賃借人が、小牧市の承諾を得て貸付物件を転貸等をする場合においても、新たに権利を取得した転借人等に、この条件を引き継がなければなりません。

また、このことを契約書に記載し、必ず相手方に十分な説明をしなければなりません。

1 4 用途制限及び賃借期間中の注意事項等

土地賃貸借契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付すものとします。これに違反した場合は、契約を解除することになる場合もあります。

- (1) 政治又は宗教目的
- (2) 有害図書類、危険物その他公共性に欠けるものの販売又は展示をし、市の品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 暴力団及び暴力団員等の利益になると認められるもの
- (4) 風俗営業、公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切と判断されるもの
- (5) 騒音、振動、粉じん、悪臭などが発生し、周辺住民の生活環境が損なわれるおそれがあるもの
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
- (7) その他小牧市が貸付けを適当でないと認める場合
- (8) 第三者をして（1）から（7）までの用途に使用させることはできま

せん。

小牧市は、賃借人が契約に定める義務を履行しないため小牧市が損害を受けたときは、その損害の賠償を賃借人に請求できるものとします。

契約条件の履行状況を把握するため、小牧市は隨時、貸付物件を実地調査し、又は、賃借人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、賃借人にはご協力を願いすることとなります。

15 問い合わせ先

小牧市役所 資産管理課管財係

住所 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

電話 (0568) 76-1110 (午前9時から午後4時まで)

大字北外山入鹿新田字蓮台14-6

